	(c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条から第十二条まで及び第十四条

十三	
分野	情報通信業
小分野	放送業
産業分類	ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条）
概要	特定措置の履行要求の禁止（第十・六条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条） サービスの貿易及び投資 日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注）
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二章及び第五章から第八章まで
	注　この留保事項の適用上、「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいい（放送法第二条第一号）、オンデマンド・サービス（インターネット上で提供されるオンデマンド・サービスを含む。）を含まない。

十四	
分野	土地取引に関する事項
小分野	
産業分類	
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条）
概要	サービスの貿易及び投資 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。
現行の措置	外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）

十五	
分野	
小分野	
産業分類	
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） 現地における拠点（第八・十一条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・六条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条）
概要	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
現行の措置	

概要	サービスの貿易及び投資 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置並びに所得に関する保障又は社会保険、社会福祉、公衆の訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

十六	
分野	警備業
小分野	ＪＳＩＣ　九二三　警備業
産業分類	内国民待遇（第八・四条）
義務の種類	市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条）
概要	サービスの貿易 日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条及び第五条

十七	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・六条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条）
概要	サービスの貿易及び投資 日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資又は空港及び空港運営サービスに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注）
現行の措置	全ての分野
	注　この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。

十八	
分野	
小分野	
産業分類	
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） 現地における拠点（第八・十一条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・六条） 経営幹部及び取締役会（第十・七条）
概要	サービスの貿易及び投資 日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における投資又はサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

十九	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
義務の種類	最恵国待遇（第八・六条） サービスの貿易
概要	日本国は、第八・一条（定義）(r)(iv)に規定するサービスの提供の態様によるサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	